

岐南町告示第142号

令和6年第4回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月18日

岐南町長 後藤友紀

記

1. 期 日 令和6年11月29日
2. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和6年11月29日（金） 第1日

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岐南町一般会計補正予算(専決第3号)) |
| 第 4 | 議案第46号 | 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第47号 | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第48号 | 厚八運動場設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第49号 | 岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第50号 | 岐南町地域包括支援センターの実施に係る基準条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第51号 | 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第52号 | 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止について |
| 第11 | 議案第53号 | 令和6年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第12 | 議案第54号 | 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |

○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年9月、10月、11月の例月
出納検査を執行した結果の報告
2. 地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名

1番	広瀬 恵理子 君
2番	加藤 雅浩 君
3番	長谷川 淳 君
4番	村山 博司 君
5番	松本 暁大 君
6番	三宅 祐司 君
7番	松原 浩二 君
8番	櫻井 明 君
9番	渡邊 憲司 君
10番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教育	長	野原 弘康 君
会計管理	者	小関 久志 君
総務部	長	堀場 康伸 君
総合政策部	長	安田 悟 君
福祉部	長	岩田 恵司 君
土木部	長	井上 哲也 君
住民部	長	小野木 崇夫 君

総務課長 服部貴司君
財政課長 記野雅之君
総合政策課長 撰田真広君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 三輪学
書記 西脇信一郎

開会

午前10時01分 開会

○議長（櫻井 明君） ただいまから2024年（令和6年）第4回岐南町議会定例会を開会いたします。

○議長（櫻井 明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年9月、10月、11月の例月出納検査を執行いたしました結果の報告がありますので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知おきを願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分の報告を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） おはようございます。

諸般の報告を申し上げます。

今回ご報告いたします案件は、令和6年9月4日午後1時25分頃、岐南町徳田6丁目67番地先において、町職員が公用車を訪問者宅に駐車する際、隣地所有者のブロック塀に接触して破損した事故につきまして、当町の過失割合を10割とし、損害賠償金を5万6,100円としたことについてでございます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和6年9月28日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、岐南町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番 広瀬恵理子議員、2番 加藤雅浩議員の両名を指名いたします。



第2 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間と定めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月28日までの20日間と決定いたしました。



第3 承認第5号から第12 議案第54号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第3、承認第5号から日程第12、議案第54号までの10案件を一括し、議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この10案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

訂正いたします。

会期の日程ですが、私が18日間と申し上げたようですので、20日間ということに訂正させていただきますので……。

本日から12月18日までの20日間、これが正解ですのでよろしくお願いいたします。

元い、大変失礼いたしました。

それでは、後藤町長、よろしくお願いいたします。

○町長（後藤友紀君） 初めに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案件は、令和6年度岐南町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定

により令和6年10月9日付で専決処分をいたしたもので、歳入歳出それぞれ893万5,000円を増額し、歳入歳出ともに95億8,649万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費におきまして、衆議院の解散により衆議院議員総選挙を執行する必要があるため、衆議院議員選挙経費として893万5,000円を増額させていただいたものでございます。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金におきまして衆議院議員選挙費委託金867万3,000円、県支出金におきまして衆議院議員総選挙開票速報事務委託金11万円、繰越金におきまして15万2,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第46号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置する多機能端末機により交付できる個人番号カード等を活用したコンビニ交付サービス導入に伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、印鑑条例第10条第2項において、印鑑登録証明書の申請は印鑑登録証を添えて書面でしなければならないと規定されておりますが、規定に関わらず、コンビニエンスストア等に設置する多機能端末機に個人番号カードや電子証明書の搭載可能なスマートフォンを利用して印鑑登録証明書の交付を申請及びその交付を受けることを定めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年2月3日から施行するものでございます。

次に、議案第47号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置する多機能端末機により交付できる個人番号カード等を活用したコンビニ交付サービス導入に伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、手数料条例第2条第2項において、一定の条件の場合は手数料を徴収しないと規定されておりますが、規定に関わらずコンビニエンスストア等に設置する多機能端末機による申請については適用しないことを定めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年2月3日から施行するものでございます。

次に、議案第48号 厚八運動場設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、岐阜市より指定管理者としての管理運営を受託しております厚八運動

場の使用料を、岐阜市との「管理運営に関する協定書」に基づき改定するものでございます。

主な内容につきましては、運動場使用料金を520円から620円に改定し、使用料の受益者負担の適正化を図るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第49号 岐南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

令和6年3月29日厚生労働省令第61号により、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センター運営協議会の定義規定の引用箇所が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第50号 岐南町地域包括支援センターの実施に係る基準条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

令和6年3月29日厚生労働省令第61号により介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターにおける職員配置が柔軟化されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正点につきましては、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種の常勤換算方法による職員配置を可能とすること及び複数圏域を合算して3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とすることでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第51号 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、町民の利便性の向上及び組織体制の強化を図るため、組織の機構改革を行うものでございます。

具体的には、まちの重要施策や広報、まちづくりなどを強化する「総合政策部」、コンプライアンス推進や財務、DX推進などを強化する「総務部」、妊娠期から切れ目なく子供や家庭の支援を行うための「こども未来部」、多様化する福祉・医療部門の課題に対し、迅速かつ確実に対応するための「健康福祉部」、住民票や戸籍業務、公民館講座などの生涯学習を行う「住民部」、都市計画や消防・防災、環境などのまちの基盤づくりを強化する「基盤整備部」、これらの6部による組織体制といたします。

また、附則において、今回の組織機構改革に伴う関係条例を併せて改正するもので

ございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第52号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止についてご説明を申し上げます。

この規約は、岐阜市ほか20市町との証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するため、本規約を制定するものでございます。

内容といたしましては、コンビニ交付普及の拡大による実績数の減少や戸籍証明書の全国広域交付開始などにより、広域相互発行参加市町で形成する連絡会議において廃止が合意されたため、規約を廃止するものでございます。

なお、この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第53号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億8,483万円を増額し、97億7,132万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、顧問弁護士委託料として81万1,000円、コミュニティタクシー運行費負担金として138万7,000円の増額、民生費におきまして、障害者自立支援給付費として228万8,000円、地域生活支援事業費として106万1,000円、障害児通所等給付費として6,750万7,000円。事業の精算に伴う国県支出金過年度返還金として4,972万6,000円、老人入所措置負担金として194万4,000円、介護保険特別会計繰入金として1,579万1,000円の増額、衛生費におきまして、事業の精算に伴う国県支出金過年度返還金として935万1,000円の増額、土木費におきまして、官民境界査定業務委託料として212万5,000円の増額、消防費におきまして木造建築物耐震補強工事費助成金として101万9,000円の増額、教育費におきまして、来年度の小・中学校の児童・生徒数、教員数、学級数増への対応に伴う備品購入費として1,212万5,000円、光熱水費として350万1,000円、岐南中学校の学校施設改修工事として311万5,000円、総合調理センターの修繕費として129万1,000円の増額をいたしております。

これに対する歳入でございしますが、国庫支出金におきまして、障害者自立支援事業費等負担金として3,935万9,000円、後期高齢者医療制度基盤安定負担金として4,520万7,000円の増額、県支出金におきまして、障害者自立支援事業費等負担金として1,967万9,000円、諸収入におきまして、財政調整基金繰入金として7,800万円の増額、繰越金におきまして17万4,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正におきましては、令和7年度を事業期間とした

フリガナ法制化通知業務の限度額を計上いたすものでございます。

最後に、議案第54号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,558万3,000円を増額し、22億4,594万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として3万5,000円を減額、保険給付費に係る介護サービス等諸費として1億1,153万1,000円を増額、高額介護サービス等費として1,002万1,000円を増額、地域支援事業費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費として406万6,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、介護保険料2,636万6,000円、国庫支出金2,604万7,000円、支払基金交付金3,391万7,000円、県支出金1,636万5,000円、繰入金2,024万4,000円、繰越金264万4,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議員の皆様方におかれましては、慎重審議賜りますようによろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

◇
休会

○議長（櫻井 明君） お諮りします。明日から12月3日までの4日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明日から12月3日までの4日間は休会と決定いたしました。12月4日午前10時から会議を開きます。

◇
散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時19分 散会

◇
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子

岐南町議会議員

加藤 雅 浩

